

# 令和7年第8回(12月)大潟村議会臨時会会議録

1. 開議日時 令和7年12月25日(木)午前10時00分～午前10時09分
2. 会 場 大潟村議会議事堂「本会議場」
3. 出席した議員の氏名(敬称略)

1番 松本 正明	2番 菅原アキ子	3番 川渕 文雄
4番 黒瀬 友基	5番 松橋 拓郎	6番 菅原 史夫
7番 齋藤 牧人	8番 松雪 照美	9番 三村 敏子
10番 大井 圭吾	11番 工藤 勝	12番 丹野 敏彦

計 12名
4. 欠席した議員の氏名(敬称略) なし
5. 説明のため出席した者の氏名(敬称略)

村 長 高橋浩人	副村長 小澤菜穂子
教育長 三浦 智	
総務企画課長 石川歳男	税務会計課長 近藤比成
生活環境課長 薄井伯征	福祉保健課長 北嶋 学
産業振興課長 伊東 寛	教育次長 宮田雅人
農業委員会事務局長 澤井公子	
6. 議会事務局の職員 事務局長 近藤綾子 書記 藤村明美
7. 議事日程 別紙のとおり〔議事日程第1号を参照〕
8. 本日の会議に付した事件  
議案第98号 秋田県市町村総合事務組合同規約の一部変更について  
議案第99号 令和7年度大潟村一般会計補正予算案  
報告第7号 損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分報告  
報告第8号 損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分報告
9. 議案の提出撤回及び訂正に関する事項 該当なし
10. 議員の異動に関する事項 該当なし

## 【議長：丹野敏彦】

ただいまの出席議員数は、12名であります。

定足数に達しておりますので、これより、令和7年第8回大潟村議会臨時会を開会いたします。

日程第1、『会議録署名議員』の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、1番、松本正明さんと、2番、菅原アキ子さんを指名いたします。

次に、日程第2、『会期の決定』を議題といたします。

本臨時会の会期は、本日限りにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

《異議なしの声》

異議なしと認めます。よって、会期は本日限りと決定いたしました。

次に、日程第3、議案第98号「秋田県市町村総合事務組合格約の一部変更について」から、日程第6、報告第8号「損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分報告」までを、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

村長より提出議案の説明を求めます。

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

本日、臨時会を招集しましたところ、議員の皆様におかれましては、ご多忙の中、ご出席いただき誠にありがとうございます。

それでは、提出しております議案について、ご説明申し上げます。

はじめに、議案第98号「秋田県市町村総合事務組合格約の一部変更について」は、組合の構成団体が変わることに伴い、規約の一部を変更することについて、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第99号「令和7年度大潟村一般会計補正予算案」については、主に、国の一般会計補正予算により拡充された物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、いわゆる「重点支援地方交付金」に関連した各事業を予算化するものであります。

はじめに総務企画課関連では、村民の皆様への物価高騰による負担軽減を図るため、令和8年1月1日を基準日とした村民を対象に、1人あたり2万円の「暮らし応援商品券」を支給することとし、これに係る所要額6,053万5千円を計上しております。なお、本事業の実施期間は令和8年12月末までとし、繰越明許費として計上するものです。

次に、福祉保健課関連では、物価高騰の影響を強く受けている村民税非課税世帯及び、ひとり親世帯の負担軽減を図るため、灯油購入助成として1世帯あたり1万2千円を支給することとし、これに係る所要額73万6千円を計上しております。

また、福祉施設に対する物価高騰対策事業として、食料材料費及び光熱水費等の高騰分に対する助成に、介護保険施設分として159万円を、障害者支援施設分として77万円をそれぞれ計上するものです。

加えて、物価高の影響が長期化している中、子育て世帯を力強く支援し、こどもたちの健やかな成長を応援する観点から、0歳から高校3年生までのこどもたちに1人あたり2万5千円の子育て応援手当を支給するため、1,013万3千円を計上しております。

以上、重点支援地方交付金を活用した物価高騰対策等に関連する各事業の総事業費は7,376万4千円となっております。

そのほか、生活環境課関連では、消防設備費における次期総合防災情報システム整備負担金について、財源更生を行うものです。

産業振興課関連では、今般のクマ出没対応における鳥獣被害対策実施隊員の出務回数や、その負担の増加に鑑み、周辺市町を参考に、令和7年4月に遡及して報酬を改定するもので、これに要する経費27万6千円を計上しております。

これにより、補正総額は7,404万円となり、補正後の予算総額は55億8,451万7千円となっております。

なお、補正の財源は、国、県支出金及び繰越金に求めたところであります。

次に、報告第7号及び報告第8号の「損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分報告」につきましては、議会の委任による村長の専決処分事項に指定された損害賠償の額の決定及び和解に関し専決処分したもので、地方自治法第180条第2項の規定により、これを報告するものであります。

以上、提出案件の概要についてご説明申し上げたところでありますが、詳細につきましては、提出しております議案書、補正予算書に記載されておりますので、ご高覧いただき、ご審議のうえ可決賜りますようお願い申し上げます。

**【議長：丹野敏彦】**

ただいまの提出議案の説明に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。

質疑ございませんか。《なしの声》

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

原案に反対の方の発言を許します。《反対討論なし》

次に、賛成の方の発言を許します。《賛成討論なし》

討論ございませんか。《なしの声》

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

採決は挙手で行います。賛成の場合は挙手を、挙手しない場合は反対とみなします。

議案第98号「秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更について」原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第98号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第99号「令和7年度大潟村一般会計補正予算案」について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第99号は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は、すべて終了いたしました。

これをもちまして、令和7年第8回大潟村議会臨時会を閉会します。

(午前10時09分)